



峠

のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

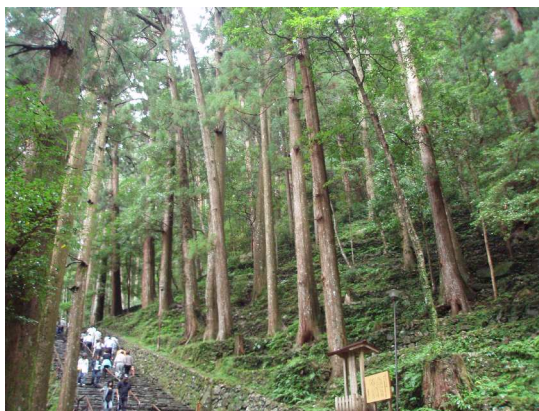
ま ま 目

参院で与野党が逆転する「ねじれ国会」がスタートしました。与野党の熱意あふれる論戦に期待が集っています。与野党ともに真の民意とは何か、良く考えて行動することを望みたいものです。

先日、熊野古道に行く機会があり美しい熊野

の山々を眺めてまいりました。未だ青葉生い茂れる杜のなかを歩んでいると、木々の息遣いを身にしみて感ずることができました。最後の宮大工棟梁と謳われた故西岡常一氏によりますと、沢山の木々は一つとして同じものではなく、山に生えてい

るときから自然に「ねじれ」が生じているそうです。山に生えていたときに南側に向いていた木の面は、建築物として利用する場合も、そのまま南に向けて使ったとのこと。なぜならば、木は切り倒された後もなお生命を持っていて、山に生えていたときと同じ方角で使うことが、木を生かすことに繋がると確信していたからです。材質をよく見極め、その特性を活かすことはとても大切であると感じました。



人間の体でも「ねじれ」がひどくなると、病気に悩まされることがあります。病気の克服のためには、医師の適切な処置と患者の強い意志とが共に必要であるといわれています。医師が病気の原因を探り的確な処方を行うとともに、患者自身が持つ自然治癒力を上手に引き出すことによって、健康な体に導いて行くことが重要

であると考えられています。双方が出会いの機会を活かし、相互の理解を深めることにより幸せな結果が訪れるのだと思います。

先般ご案内申し上げましたとおり、日頃の感謝の気持ちを込めまして「元気な会社にするために」と題し、「ヒ

ルトップセミナー2007」を来る11月6日（火）に開催いたします。玉井敏博氏によります「銀行と上手く付き合う方法」と、奥田弘美先生によります「社長も社員もココロの充電！自分でできる簡単メンタルヘルスケア入門」とで、少しでも皆様の悩みをほぐしお役に立てますようお願いしております。セミナー終了後には懇親会もご用意してございます。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

(副所長 杉山一紀)

ヒルトップ税理士法人

前略、今年も年末調整の時期が近づいてまいりました…

◆ 年末調整とは ◆

毎月の給与及び賞与から源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、年間の給与総額について納付すべき税額（年税額）に一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、人によって異なりますが、その主な理由としては、

- ①源泉の税額表は、年間を通して給与額が一定として作られているため、変動があった場合には誤差が生ずること
- ②年の途中で扶養親族等に異動があっても、さかのぼって源泉徴収税額を修正しないこと
- ③生命保険料控除や地震保険料控除などは、年末調整の際に控除されることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、年間の給与総額が確定する年末に年税額を正しく計算し、徴収した税額との差額を徴収又は還付することが必要となります。この精算の手続きを「**年末調整**」と呼んでいます。



会社側、特に経理・人事担当者にとっては大変な作業ですが、従業員にとって、勤務先での年末調整により税額の精算ができるということは、確定申告などの面倒な手続きが省け大変便利だと言えます。

◆ 昨年と比べて変わった点は ◆

1. 定率減税の廃止・所得税の税率の改正

① 定率減税の廃止

20%の定率減税については、平成18年分の所得税について税額控除額が半分(10%)に縮減され、平成18年分をもって完全に廃止となっております。よって、平成19年分以後の所得税については適用がありません。

② 所得税の税率改正

国税（所得税）から地方税（住民税）への税金の移し替え（いわゆる税源移譲）が行われたこと等を踏まえ、平成19年分の所得税から税率構造が5%～40%の6段階となっています。

なお、①、②の改正を考慮して、平成19年1月以後に使用する源泉の税額表も改定されており、年末調整には実質的な影響はありません。

2. 地震保険料控除

損害保険料控除が改組され、従来の損害保険料控除は原則廃止となり、新たに地震保険料控除が創設されています。

その概要は、地震（噴火、津波を含む）を原因とする住宅や生活用動産の損害を保険目的とする損害保険に係る保険料（地震保険料）を支払った場合には、その支払額（最高5万円）が所得から控除されるというものです。



なお、経過措置として平成18年以前に締結したいわゆる長期損害保険契約に係る保険料（旧長期損害保険料）についても、従来通り最高1万5千円の控除が受けられます。地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合には、いずれの控除も認められますが、控除額の限度額は最高5万円までとなります。

区 分	控除限度額
地震保険料のみの場合	最高5万円
旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円
両方がある場合	最高5万円

3. 重要!! 住宅ローン控除を受けている方へ

住宅ローン控除は住宅借入金の年末残高に一定率を乗じて計算した額を所得税額から控除するものですが、住民税からは控除できませんでした。前述の税源移譲により所得税の負担が減少し、住民税の負担が増える方については従来よりも税額控除できる金額が少なくなるケースが発生します。



そこで、所得税と住民税を合わせたトータルの税負担が変わらぬよう、その減少額を翌年度分の住民税から控除できる制度が創設されています。この制度を受けられる可能性のある方の源泉徴収票には『住宅借入金等特別控除可能額』という記載がされています。

なお、住民税から住宅ローン控除を受けるためには、お住まいの市区町村へ申告（平成20年3月17日が期限）を行う必要がありますので、詳しくは当事務所の監査担当者、またはお住まいの市区町村へお尋ね下さい。

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	姓	名	フリガナ
生年月日	年	月	日
職 別	支 給 額	控 除 額	税 額
控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額
住宅借入金等特別控除可能額			

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有	円	人	人	円	円	円	円
(概要)住宅借入金等特別控除可能額				円	国民年金保険料等の金額	円	配偶者の合計所得
					個人年金保険料の金額	円	旧長期損害保険料の金額
						円	

居住開始 H14.10.6

4. 年末調整の準備



毎年のことなので、ついいつもと同じと考えがちですが、ご覧の通り毎年変わっています。毎年変わらないのは「準備は早めに！」ということです。経営者のみなさん、特に経理・人事担当者の方々にはお願いです。ご自身の年末調整の準備はもちろんのこと、従業員の方々へも必要書類、証明書などをまとめておいていただくよう、ご指導をお願いいたします。（さとう）

努力義務から法的義務へ

ご存知ですか、求人年齢制限禁止

◆平成19年10月1日に施行された「雇用対策法」の改正により、求人時の年齢制限が禁止されたのはご存知でしょうか？この取扱いは、ハローワークだけでなく民間の職業紹介・求人広告、事業主が直接募集・採用を行うにあたって適用されます。

ただし、次のような理由があれば「例外的に」年齢制限が認められます。

(◎は年齢制限が認められるケース、×は認められないケースです。)



例①：定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

◎「60歳未満の方を募集(定年が60歳)」

×「40歳以上60歳未満の方を募集(定年が60歳)」→下限年齢を付しているため。

例②：長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合(職務経験を不問とすることが要件)

◎「35歳未満の方を募集(職務経験不問)」

×「40歳未満の方を募集(□□業務経験のある方)」→職務経験を付しているため。

例③：60歳以上の高齢者に限定して募集・採用する場合

◎「60歳以上の方を募集」

×「60歳以上 70歳未満の方を募集」→上限年齢を付しているため。

◆職務の内容、職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技術の程度などの事項をできるだけ明示して募集を行う必要があります。

具体例①：× 長距離トラックの運転手として 45歳以下の方を募集

◎ 長時間トラックを運転して、札幌から大阪までを定期的に往復し、重い荷物(□□kg程度)を上げ下ろしする業務であり、この業務を継続していくためには持久力と筋力が必要である

具体例②：× 高所作業を行う業務のため、55歳以下の方を募集

◎ 建設現場における高所(10m以上)での作業を行う業務であり、この業務を継続していくためには、持久力と筋力が必要である。

◆求人内容の記載次第で募集が認められるケースとそうでないケースがあります。今後は、ハローワーク等と記載内容について事前に相談、確認のうえ、募集・採用を行うことになりそうです。
(たかはし)



Oj 0{0ŠÖ“Onj! SXNĚwOÝzč Ľšš'

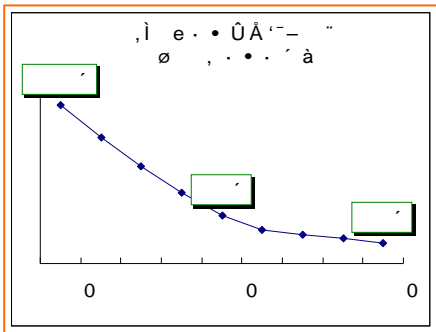
介護保険って、ナニ!?

ü ~ ¼Ç→“œ• ó 8 8 t • Ÿ±• • ± - ' ÷ → - “ ~ ± ³ ¼
1, . < ÖœÖ' - • - t r “ Å “ • ± i • Çø u



¼1, → - t → ' \$

¼1, , t ¼1 Ūø Ö' ±ž Ö Ö' Ūt HB ¼ó ° Å' Ç Đ• ± • • ! G ° t
0 %' ùÿ 8 Ç “ u
ì - , t ¼1 ±• ' 1 t < J Ě ° < • t - . f M! G ° t Ç “ , O í “ °
øÖÖĚ. ° “ u ” t / è d ! • h ¼ - ¼1 Ū ĭ r ± ø Ö' • A' t ¼1 • ĭ
r ³ - ÓĚĚ ~ ³ ÓÇ “ u Ç “ t < „ í ¼1 • . Wk „ Ě b Æ' ³ → - • Çø u
d M, ð í < Ÿ • ± Ó ³ ~ ³ → - ” r , \ ĭ Ū ß P ø Ö ³ ² ø - Æ t g Ā ó ³ Ū • ,
ì → - → - Ç • Ç “ u » , Ě Wk • , A' Óš Öœ ± • " Ò " ° “ . ° t ¼1 •
ĭ r ' ³ → - Ě œ í • < • } Už 7 1 ó ž 7 Ÿ | ž ' _ ' ³ ò £ Ū ~ ³ š , Ū [
ÖÖÑ • ' t ³ ² . i • ° ¼1 , ! G • ú ò Ö “ . ° ø u

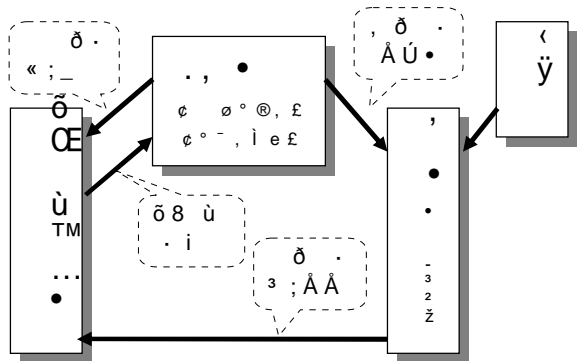


ø - ε → Wk HB ÅÇ → TM ò)

Wk • . ¼1 ' ĭ r ³ r ' , t Ě ³ ž Ū . → Ě Ö ,
ð í < Ÿ • ø Ö - • Çø u 0 - , - ' .) Ě
Ö “ Ÿ ° Wk • Ū Å ' - • “ . ' t » ° , “ → “ ' °
Å ' - • Ö . ° ø Ÿ u

HB ¼ó ° Å' ÓÁµĚ \$

¼1, , t HB ¼ó ° Å' ÓÁµĚ ° ø u
Ç £ ĭ ò r • Ū à ! í “ . ò 8 ù ° Å' -
• Çø u ! - “ Ÿ • • ° , t ò 8 ù Ū
“ ' , ; Ū ò 8 ù TM ... • ' Å Ū • t 8 Ó
• ; , ¼1 , ð ± < Ÿ ° z → - Å' - • Ç
ø u œ • Ñ • ' t < ~ Å' < → - • Ö . ° ø u



» Å , t ¼1 , . < ò Ç ± Å' < • . Á µ Ě ' - • - • ß " Ç “ u
Å , t ² Ū ³ ò 8 ù Ū Ö š ò Ö Ö . 1 ± • • Å Æ' ' Ö “ • ± i • Çø u
“ • Ě ') ø Ě í “ £